

ネットとうほく 2017 (検) 第 3 号-3
2018 年 (平成 30 年) 9 月 28 日

〒981-3204
仙台市泉区寺岡6丁目2番地の1
株式会社東北ロイヤルパークホテル 御 中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライツシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



要請書 兼 再照会書

当団体からの平成30年3月19日付申入書兼照会書(以下、「申入書兼照会書」という。)に対し、貴社より同年6月18日付回答書を拝受いたしました。ご対応いただきましたことに御礼申し上げます。

ご送付頂きました回答書を検討した結果、以下のとおり再照会及び要請をいたします。

第1 申入書兼照会書「第1申入れ事項」について

当団体からの申入れ事項につき、以下のとおり改定していただけるとの回答を頂戴いたしました。

そこで、改定が終了しましたら、改定結果が反映された規約をご開示いただきますよう、お願いいたします。

1 【申入れ事項1】について

取消日が披露宴当日の365日以前の場合の取消料について、「予約金の50%」の部分を削除する。

2【申入れ事項2】について

披露宴当日の取消料及び変更料について、「予約金の全額」の部分を削除し、併せて「最終お見積総額の100%」の部分に再利用可能なものを除く旨を付記する。

第2 申入書兼照会書「第2照会事項2」について

取消日が披露宴当日の30日前から15日前まで及び14日前から前日までの取消料について、貴社の想定する平均的損害の額を超えない範囲への改定をご検討するとの回答を頂戴いたしました。そこで、ご検討結果について、ご連絡いただきますようお願いいたします。

第3 申入書兼照会書「第2照会事項5」に関する要請事項

1 要請の趣旨

回答書「7. 本件文書 第2照会事項 5の件」にてご回答いただいた予約金の取扱いについて、消費者に明瞭に読み取れる表現で本規約に規定すること。

2 要請の理由

回答書「7. 本件文書 第2照会事項 5の件」にてご回答いただきました予約金の取扱いについては、当会としても妥当なものと考えます。

しかし、本規約から、消費者が当該予約金の取扱いを読み取ることは困難です。

予約金の金額は5万円と高額であり、その取扱いは消費者にとって重大な関心事である一方、貴社の予約金の取扱いは複雑さを伴うことから、消費者が予約金の帰趨について本規約から明瞭に読み取れるように規定すべきです。そこで、上記のとおり要請する次第です。

第4 申入書兼照会書「第2照会事項3」に関する再照会事項

1 照会事項3のサービス料について、再度ご照会いたします。

回答書「5. 本件文書 第2照会事項 3の件」にてご回答いただいたサービス料の性質について、貴社のお考えをご教示ください。

2 再照会の理由

ご回答によれば、サービス料は、料理代、並びに飲物代及び室料（スペースチャージ）の本体価格に10%を乗じて算定されており、披露宴取消し時、期日変更時には、披露宴の「枠」について、この分の逸失利益が損害として発生するとお考えとのことでした。

そういたしますと、貴社の考えるサービス料とは、サービスの対価とい

う独立の費目ではなく、料理代、飲物代及び室料という各利益の上乗せとお考えとのことでしょうか。

当団体としては、平成30年3月19日付申入書兼照会書記載のとおり、サービス料は実際にサービスを受けることの対価であり、披露宴が開催されなかった場合損害として発生しないので、解約料金から控除すべきと考えます。モデル約款でもこのような考え方をとっているものと考えております。

貴社において、サービス料の性質をどのようにお考えなのか、お手数ですが今一度ご教示いただきたく存じます。

以上に対し、ご対応及びご回答をお願いいたします。ご回答時期の目安につきましては、ご連絡頂きますよう、よろしくお願い致します。

以上